



〈長柄町1コース〉長柄地区

令和7年度版
令和7年4月
～令和8年3月

ゴミと資源の分け方・出し方

前日や夜間に出さないで 収集日の朝8:30までに出してください。〈保存用〉

燃えるゴミ

可燃ゴミ 収集日
火・木・土 曜日
※祝日も収集を実施します。
可燃ゴミの年末収集は12月30日火まで、年始収集は1月6日火から

燃えるゴミは必ず指定のごみ袋(青色)に入れてください。

- 紙おむつ: 紙おむつの排泄物はトイレに流してください。
- プラスチック容器: 水を切ってください。
- 残飯: 食用油は固めるか新聞紙等にしみこませてから袋に入れてください。
- 使い捨てカイロ: 新聞紙等にしみこませてから袋に入れてください。
- ビデオテープ、カセットテープ、CD・DVD: 新聞紙等にしみこませてから袋に入れてください。
- ライター: 使い切ってください。(1袋に1個)
- おもちゃ(プラスチック製含む): 新聞紙等にしみこませてから袋に入れてください。

革製品で袋に入るもの、靴類、発泡スチロール(除いて燃えるごみ専用袋に入れてください。)*粗大ゴミでは出せません。

専用袋不用
1軒につき1度に2束まで
小枝のみ
長さ50cm以下
※直径5cm以下の枝に限りです。
※必ず束ねてください。
2束を超えて排出する場合は燃えるごみ専用袋(青色)に入れてください。
※粗大ゴミでは出せません。

動物よけネット・防水シート等は、収集されないような表示をしてください。(例: ○○自治会保管)

資源ゴミ

収集日
第3水曜日

スプレー缶・カセットボンベ
カン/ビン/ペットボトル
紙類/衣類/乾電池 ※乾電池(年3回)

ピンは割らずに横にねかせてください。
とうめいピン、ちゃ色ピン、その他の色ピン

新聞、ダンボール、紙パック
紙類・衣類等は品目別にヒモでしばってください。また、雨の日は透明なビニール袋等に入れ、中身が見えて濡れないようにしてください。

乾電池

収集日 6月18日、10月15日、令和8年2月18日

スプレー缶... 中身を使い切り、ガス抜いて穴を開けずにスプレー缶・カセットボンベ専用ネット袋(黄色)に入れてください。
カン... 水洗いしてから専用ネット袋(青色)に入れてください。食料・飲料用以外のカンや、農薬等を入れたり再利用したカンは燃えないゴミ、キャップ・ふたは材質により燃えるゴミ・燃えないゴミになります。
ビン... 水洗いをしてからとうめいピン・ちゃ色ピン・その他の色ピンのコンテナに入れてください。食料・飲料用以外のビンや、農薬等を入れたり再利用したビンは燃えないゴミ、キャップは材質により燃えるゴミ・燃えないゴミになります。
ペットボトル... 水洗いをしてからつぶさずにペットボトル専用ネット袋(緑色)に入れてください。なお、マークがついている食料・飲料用に限ります。対象外のペットボトルや、農薬等を入れたり再利用したペットボトル、キャップ・ラベルは燃えるゴミになります。

雑誌・雑紙、その他の紙製容器包装、衣類等
雑誌・雑紙: 辞典等の厚紙は燃えるゴミとして出してください。
その他の紙製容器包装: 包装紙・空箱・紙袋等
衣類等: ※綿が入っていない毛布・タオルケット・シーツは資源ゴミです。

※トイレットペーパーやラップ等の芯は、成型する際の接着剤が障害となり再利用できませんので、燃えるゴミになります。衣類等として出せないもの: カーテン、座布団、枕、半たん、着物、はぎれ、風呂敷、籠のぼり、車のカバー、ぬいぐるみ、冬物衣料(スキウェア・ダウンジャケット)等

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

それぞれの指定のごみ袋に入らないものは粗大ゴミになります。

燃えないゴミ

不燃ゴミ 収集日
第4水曜日

燃えないゴミは必ず指定のごみ袋(透明)に入れてください。
針金ハンガー(木製、プラスチック製は燃えるゴミ)、折りたたみ傘、資源ゴミ以外のビン・カン・ガラスやセトモノ(化粧品空等)、蛍光灯(丸型・電球型)や割れたガラス、刃物等は新聞紙等にくるんでから専用袋に入れてください。

粗大ゴミ

収集日
第2水曜日

燃えるゴミ・燃えないゴミの指定袋に入らないもので、長さ1.8m及び重さ20kgを超えないもの。
自転車、ベビーカー、電動自転車、電動工具、掃除機、扇風機、長傘、布団・ベッドマット、布団(2枚まで)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11

〈環境衛生センターに搬入して処理できるもの〉

集積所に出せないゴミ

〈環境衛生センターに搬入できないもの〉

処理手数料 374円/20kg(税込) ※支払い金額の10円未満は切り捨て
※自己搬入の際は、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「粗大ゴミ(長尺物)」等に分別積載して搬入してください。自己搬入が困難な場合など収集をご希望の方は、長生広域でゴミの収集を許可した業者の組合「長生一廃許可組合(☎33-7676)」へ依頼してください。※別途、収集運搬費用が発生します。

草・木片等
草・木片・枝等の搬入について
全て長さは50cm以下、生木は直径5cm以下、乾木は直径10cm以下に限る。最も一番長い部分が50cm以下に切つてあれば、1日あたり2t車1台まで搬入可。(建築廃材は処理不可) 草、竹、生木や根が多量または大きな場合は堆肥化を目的とした処理業者もいますので、上記許可業者組合に照会してください。

多量ゴミ等
引っ越し等一時的に多量のゴミが出る場合または集積所に出せない粗大ゴミがある場合

事業所ゴミ
従業員等の個人消費に伴って生じるゴミ、残飯、書類等の事業系一般廃棄物

長さ50cm以下
従業者等の個人消費に伴って生じるゴミ、残飯、書類等の事業系一般廃棄物

残飯: 使い切ったものに限りです。
書類: 水分を切ってください。

※購入した店・工事を依頼した業者等専門業者に依頼して処理しなければならないもの 産業廃棄物(建築廃材等)や処理困難物等(廃タイヤ等)

建築物の解体等による建築廃材、タタミ、浴槽、消火器、リサイクル方法はお問い合わせください、農業用ビニール・骨組み、農薬、農機具、注射器類、支給された薬局又は医療機関へ返却してください。

家電リサイクル対象品目
有線E.L.ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(室外機含む)

リサイクル料金及び引取場所はお問い合わせください。
使用しなくなったテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは、次の3つのうちいずれかの方法でリサイクルしましょう。

小売店に依頼する場合
家電製品を購入した小売店または購入しようとする小売店に依頼する。(リサイクル料金+収集料金)
自分で引取場所まで運搬する場合
事前にリサイクル料金を郵便局で振り込み、引取場所に自分で運搬する。(リサイクル料金)
長生広域が許可した業者に収集を依頼する場合
事前にリサイクル料金を郵便局で振り込み、長生広域が収集運搬を許可した長生一廃許可組合(☎33-7676)に収集を依頼する。(リサイクル料金+収集料金)

不要となった携帯電話・PHSは、このマークのある専門ショップにて無償で回収していますので、リサイクルに協力しましょう。

環境衛生センター
茂原市下永吉2101 電話:0475-23-4944
●搬入時間は [平・日] 8:30～11:45 13:00～16:00 [土・祝] 8:30～11:45
日曜日及び12月30日～1月3日は休場

※粗大ゴミでは出せません。

※トイレットペーパーやラップ等の芯は、成型する際の接着剤が障害となり再利用できませんので、燃えるゴミになります。衣類等として出せないもの: カーテン、座布団、枕、半たん、着物、はぎれ、風呂敷、籠のぼり、車のカバー、ぬいぐるみ、冬物衣料(スキウェア・ダウンジャケット)等

ゴミの出し方に迷ったらご活用ください
「ゴミと資源の分け方・出し方(保存版)」、「当組合ホームページ」等で詳しいごみの出し方をご案内しております。

ゴミと資源の分け方・出し方(保存版)

無許可の不用品回収業者を利用しないでください
●ご家庭で不要になったものを回収や運搬する行為は「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。
●無許可の業者を利用した場合、不法投棄や高額な料金を請求される事例があります。
●ゴミ処分を依頼する場合は、長生一廃許可組合☎33-7676へご連絡ください。
※別途、収集運搬費用が発生します。

リチウムイオン電池の分別にご協力ください
不燃ゴミ等に混入したリチウムイオン電池が原因で、収集車及びリサイクル施設での発煙・発火トラブルが全国的に増加しています。リチウムイオン電池は、電気店などリサイクル推進店の回収ボックス等に出して、リサイクルにご協力ください。

リチウムイオン電池

スプレー缶・カセットボンベの出し方
中身を使い切り、ガス抜いて、穴を開けずにスプレー缶・カセットボンベ専用ネット袋(黄色)に入れてください。
※穴を開けてしまった場合も黄色のネットに入れてください。

一般社団法人 日本エアソール協会
スプレー缶ガス抜きの方法

この紙は、再生紙を使用しています。使用期間が過ぎたら「資源ゴミ」としてください。

問い合わせ先 長柄町役場 建設環境課 生活環境係 ☎0475(35)2114

または、長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎0475(23)4944

令和6年度3R促進 作品展優秀作品 3R 笑顔あふれる環境を

事業所等営業活動によって生じたゴミは、一切集積所には出せません。